**別添１**

平成25年10月28日

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所への移行に伴う

職員の承継・派遣及び勤務労働条件等について

　大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所は、平成26年4月に統合の上、府市共同設立による地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という）へ移行する予定であり、法人への移行に伴う府職員の承継及び派遣並びに勤務労働条件等について下記のとおり提案する。

１．府職員の承継及び派遣の取扱いについて

　(1)承継職種

　　　地方独立行政法人法では、現に研究所に在籍する職員の身分については「承継」が基本とされていることから、研究職員については同法第59条第2項の規定による「承継」とする。

　(2)派遣職種

　　　一般事務・技術職員及び技能労務職員については、法人内での人事管理や人材育成が現時点では困難で、将来的にはアウトソーシング等により規模縮小も見込まれることから、公益法人等派遣法による「派遣」とする。

　(3)承継及び派遣の時期

　　　法人設立日（平成26年4月1日の予定）

２．府から法人に承継される職員の給与、労働条件等の取扱い

　(1)職員の給与・退職手当について

　・職員の給与・退職手当の支給等は、府に準じる。

　・移行時に適用する給料表の職務の級は、法人に承継される前日の給料表における職務の級とする。

・主任研究員級と総括研究員級の間に主幹研究員級を設け、適用する給料については新たな職務の級を定める。

　・新規採用職員の初任給格付けは、府に準じる。

　・期末・勤勉手当の支給月数は、府に準じる。

　・特殊勤務手当は支給しない。

・現に公衆衛生研究所職員に適用されているその他の手当は、府に準じる。

　・退職手当は、府の支給基準に準じて支給するとともに、在職期間については、府及び他の地方公共団体等での在職期間を通算するものとする。

　(2)勤務時間等について

　・勤務時間、休憩、休日、休暇等については、別紙によるものを除き、府に準じる。

　・育児休業、介護休暇は、育児・介護休業法を適用するが、別紙によるものを除き、府に準じた取扱いとする。

　(3)人事制度等について

　・定年制度及び退職制度は、府に準じる。

　・再雇用制度は、府の再任用制度に準じる。但し、現に再任用されている職員及び今年度末の定年退職者で再任用を希望する職員については、法人において暫定措置を講じる。

　・人事評価制度は、法人において創設する。

　(4)福利厚生等

　・共済（長期・短期）、災害補償は、地方公務員共済組合法、地方公務員災害補償法を適用する。

　・財形貯蓄制度は、金融機関等と今後調整の上、別途お示しする。

　・大阪府職員互助会には加入できない。今後、法人として検討する。

　・雇用保険については、雇用保険法が適用されるため、給料（諸手当を含んだ賃金総額）や期末勤勉手当等の支給額に応じて、本人負担が生じる。

３．府から法人に派遣される職員の給与、労働条件等の取扱い

　・派遣職員の給与は、府と協定書を締結し、府職員との均衡を図る。

・勤務時間、休憩、休日、休暇等は、法人の規程を適用する。（原則として府に準じる。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 承継職員 | 派遣職員 |
| 身　　分 | 法人職員（非公務員） | 法人職員と府職員の身分を併有 |
| 給　　与 | 法人の給与規定による | 法人の給与規定による但し、本府との取決めにより決定 |
| 勤務時間等 | 法人の就業規則による | 法人の就業規則による但し、本府との取決めにより決定 |
| 退職手当 | 法人の退職手当規程による | 本府の退職手当条例が適用 |
| 共済制度 | 地方公務員等共済組合法が適用 |
| 互助制度 | 本府及び大阪市の職員互助会には加入不可 | 本府職員互助会 |
| 災害補償 | 地方公務員災害補償法が適用 |
| 雇用保険 | 雇用保険法適用 | 雇用保険法適用除外 |